

宮崎県

# 最低賃金 総合相談 支援センター

最低賃金の引き上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主の皆様のために、専門家である社会保険労務士が、賃金制度・労働条件制度等をはじめ労働トラブル防止・解決のための労働相談や各種雇用関係助成金に係るご相談を無料でお受けします。お気軽にご相談ください。



**相談無料・秘密厳守**

## 宮崎県最低賃金総合相談支援センター

相談体制：電話・対面・メール相談  
 開設時間：月曜～金曜日（祝日等を除く）  
 9:00～17:00（9:00～13:00は受付のみ）  
 開設場所：宮崎市大和町83-2 鮫島ビル1階  
 宮崎県社会保険労務士会内

**0120-94-7485**

saichin-miyazakisr@tiara.ocn.ne.jp



### 出張相談（電話・対面相談）

開設時間：9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

地区	開設日	電話番号	開設場所（所在地）	
延岡	第1火曜日	0982-40-5014	みつば社会保険労務士事務所	延岡市北小路3648番地
西都	第2火曜日	0983-42-5120	社会保険労務士鬼塚事務所	西都市聖陵町2-31
串間	第2木曜日	0987-72-4851	津曲社会保険労務士事務所	串間市西方3923-1
えびの	第3木曜日	0984-25-4888	福留社会保険労務士事務所	えびの市大字小田414-7
都城	第4木曜日	0986-22-5537	社会保険労務士事務所Office MOMO	都城市早鈴町1565-3

※開設日以外のご相談はお受けできません。 ※祝日の場合は、該当日の前後日に変更となります。

### 専門家派遣（訪問相談）

専門家（社会保険労務士）を企業へ派遣し、ご相談に対応します。

申込方法：当センターへご予約ください。

**！悩んでいないで、ご相談ください！！**



宮崎県最低賃金総合支援センター

**宮崎県社会保険労務士会**

厚生労働省 宮崎労働局委託事業「平成28年度 専門家派遣・相談等支援事業」

〒880-0878 宮崎市大和町 83-2 鮫島ビル1階  
TEL 0985-20-8160 FAX 0985-60-3870  
<http://www.sr-miyazaki.jp>



## 平成28年度 宮崎県最低賃金総合相談支援センター **出張相談** 開所予定日

延岡	6/7・7/5・8/2・9/6・10/4・11/1・12/6・1/4・2/7・3/7
西都	6/14・7/12・8/9・9/13・10/11・11/8・12/13・1/10・2/14・3/14
串間	6/9・7/14・8/10・9/8・10/13・11/10・12/8・1/12・2/9・3/9
えびの	6/16・7/21・8/18・9/15・10/20・11/17・12/15・1/19・2/16・3/16
都城	6/23・7/28・8/25・9/23・10/27・11/24・12/22・1/26・2/23・3/23

※都合により変更となる場合があります。ホームページにてご確認ください。

## 業務改善助成金のご案内(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金)

中小企業事業主の皆さまの賃金改善の取り組みを助成金で支援します。

- 【支給の要件】 ①賃金引上計画の策定  
事業場内の時間給800円未満の労働者の賃金を60円以上引上げ(就業規則等に規定)
- ②引上げ後の賃金支払実績
- ③労働能率の増進に資する機器・設備を導入することにより業務改善を行い、費用を支払うこと  
(単なる経費削減のための経費・職場環境を改善するための経費・社会通念上当然必要となる経費は除きます)
- ④解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと 等
- 【支給額】 上記③の経費の2分の1  
但し、常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4分の3(上限額は100万円)
- 【問合せ・申請先】 宮崎労働局労働基準部賃金室 TEL 0985-38-8836  
〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1-22 宮崎合同庁舎2F

専門家派遣(訪問相談)を希望される方は下記にてお申し込みください。

### 専門家派遣相談申込書

FAX 0985-60-3870

企業名				担当名		
所在地						
電話				F A X		
相談内容	<input type="checkbox"/> 賃金・労働時間制度を見直したい <input type="checkbox"/> 労働条件管理制度を確立したい <input type="checkbox"/> 業務改善助成金について相談したい <b>【具体的な内容】</b>			<input type="checkbox"/> 就業規則を見直したい <input type="checkbox"/> 労働安全衛生管理対策を見直したい <input type="checkbox"/> その他労務管理等に関する事		

※お申込みいただいた企業及び個人情報は、本事業に関する事以外には使用いたしません。

## 宮崎県最低賃金総合支援センター

## 宮崎県社会保険労務士会

〒880-0878 宮崎市大和町 83-2 鮫島ビル1階  
TEL 0985-20-8160 FAX 0985-60-3870  
<http://www.sr-miyazaki.jp>

